

(注) 名古屋地方裁判所豊橋支部平成13年(ワ)第161号, 同第第410号, 平成14年(ワ)第331号事件の判決(原判決)のうち, 76頁16行目から78頁21行目までの部分(原判決引用部分)を抜粋したものです。

なお, 本文に記載されている原判決添付の別紙については掲載を省略しました。

(1) 損害の発生

上記3のとおり, 被告A2ら4名の信用毀損行為の結果, 原告には, 鶏卵を出荷する組合員が減少したため, 鶏卵の入荷が減少し, 売上げも減少したこと(甲34)及び被告A2ら4名の信用毀損行為により, 取引先からの注文が減少したことが認められる。

もっとも, ほかに取引先からの注文が減少した理由として, 大口の取引先であるB5(B7を通じた取引先)は, 平成11年4月以降, 他社と取引を開始し平成12年10月5日に取引を打ち切ったこと(甲54, 22の6, 72), B6は, 平成12年4月に取引を打ち切ったことが認められること(甲72)から, 加工卵における殻刺さり等の苦情(甲29, 30, 72)及びほかの加工卵業者との競争も激化したこと(乙90, 証人A25)もあると推認される。そのほか, 原告では, 平成13年春ころ, 加工卵の需給関係から, 生産調整をした(甲33の4及び5)。

(2) 損害額

原告においては, 平成12年6月から平成13年8月までの間, 別紙1のとおり, 対前年同月比売上高が下回ったままであり, その差額は, 3億3505万5000円である(甲34)。

また, 原告において, 直近である平成11年度の決算期における売上高は10億5737万1297円, 売上原価は7億9100万0436円,

売上総利益は2億6637万0861円であることが認められる（甲7の2）。

したがって、粗利益率は約25パーセントである。

ところで、原告は、いわゆる経費である販売費及び一般管理費を控除しない粗利益をもって損害と解するべきと主張する。なるほど、原告主張のとおり、従業員の給料等売上げの多寡によって変更されない費用もあるが、水道光熱費、運賃は、少なくとも加工卵製造に当たっては、加工卵数の増減に対応する費用であることが認められる（甲94）。加工卵の製造において、増減する費用の割合は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの1年間でみると、加工卵部門での売上高に対して約11パーセントを占める経費となることが認められる（甲94。なお、本来は、販売費及び一般管理費に占める割合から算出すべきであるが、平成11年度ないし平成13年度の部門別損益計算書が提出されていないため、売上高に占める割合を算出することとした。）。

平成12年6月から平成13年8月までの加工卵の売上高は、2億3520万1000円であり、平成11年6月から平成12年8月までの加工卵の売上高は、3億4409万2000円である（甲34）。したがって、その差額は1億0889万1000円であるから、この11パーセントに当たる1197万8010円は、経費として、得られたはずの利益から控除するのが相当である。

以上によれば、平成12年6月から平成13年8月までに、得られるはずであった粗利益は、以下のとおり8376万3750円である。

3億3505万5000円×25パーセント＝8376万3750円

これから、経費として、1197万8010円を控除すると、7178万5740円となる。

ところで、上記(1)のとおり、取引先からの注文が減少した理由として、

大口の取引先である B 5 や B 6 が取引を打ち切ったのは，加工卵における殻刺さり等の問題があることやほかの加工卵業者との競争の激化がある。そのほか，原告では，平成 13 年春ころ，加工卵の需給関係から，生産調整をしたこともある。したがって，売上げの減少には，被告 A 2 ら 4 名の上記共同不法行為を原因とするものではないものが相当額含まれていると認められるところ，上記認定の諸事実を照らすと，上記売上げの減少のうち，被告 A 2 ら 4 名の不法行為と相当因果関係があるのは，5 割と認めるのが相当である。

すると，原告の被告 A 2 ら 4 名の共同不法行為により被った損害は，以下のとおり，3589 万 2870 円と認められるところ，原告は，このうち一部請求として 1200 万円を請求しているので，この一部請求は，理由があり，認められる。

$$7178 \text{ 万 } 5740 \text{ 円} \times 0.5 = 3589 \text{ 万 } 2870 \text{ 円}$$